

仕 様 書

I. 概 要

- 1 工事名称
第5-1号 上越南消防署感染症対策工事
- 2 工事場所
上越市北城町1丁目16番1号 上越南消防署
- 3 工事内容
 - (1) 救急消毒室の整備
 - (2) 仮眠室個室化
 - (3) 2階トイレの乾式化
 - (4) 給水管更新
- 4 工事期間
契約日から令和5年12月31日まで

II. 工事条件

- 1 施工図面・施工計画書
施工に当たっては、現場着工前に施工詳細図及び施工計画書を作成し、上越地域消防局総務課管財係（以下、監督職員）の承認を受けること。また、当該施設の日常業務及び施設利用に支障が無いよう工程を組むこと。
- 2 使用材料
本工事に使用する製品及び諸雑材はJIS規格品又は各々それに合格した品質優良な新品とすること。
- 3 軽微な変更及び調整
設計図書に明記がなくとも、機能上、構造上、必要と認められる軽微な変更及び調整は本工事請負金の中で施工すること。
- 4 完成引渡し時の提出品
完成引渡しに際しては、完成図、工事写真、竣工写真、導入した各種機器・設備の取扱説明書を提出すること。併せて、これらのPDFファイル（図面はPDF及びCADファイル）を保存した電子記録媒体（DVD-R）を提出すること。
- 5 工事保証
施工者は工事完成後でも工事の不完全納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理又は良品と取り替えること。

6 既設機器・廃材等の撤去

撤去した機器及び設備並びに廃材等の処分は法令等に基づき、適切に行うこと。

Ⅲ. 共通仕様

建築、機械設備、電気設備に係るいずれの工事内容においても、本仕様書に記載されていない事項は、最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書」によるものとする。ただし、これに記載されていない事項は、最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」によるものとし、疑義があるときは監督職員と協議し、指示に従うこととする。

なお、建築・電気・衛生・設備に係る過去の設計図・竣工図等の原本の閲覧は、上越地域消防局総務課でのみ認める。

Ⅳ. 救急消毒室の整備

庁舎1階中央に位置する旧工具室において、既設天井、照明、木製棚等を全面的に撤去し、新たに救急消毒室として作り変える。なお、救急消毒室は、東側の車庫に面する前室(2.159㎡)と、当該前室を介して至る消毒室(17.662㎡)から成る。以下、室、建具、設備等のレイアウトは添付図面を参照のこと。

1 前室

(1) 建築関係

- ・壁はモルタル金ゴテ仕上げの上、エマルジョン塗装を施すこと。
- ・天井は軽鉄下地+石膏ボード(t=12.5)張り、エマルジョン塗装を施すこと。また、点検口×1を設けること。
- ・床は既存土間砕りの上、車庫から消毒室に向かってモルタル塗りによる上りスロープ(t=30)を設け(天井高2730mm→2700mm)、エポキシ系抗菌塗装を施すこと(同塗装による巾木立上も同様に130mm→100mm)。

(2) 電気及び設備関係

- ・照明はLEDダウンライト×1とし、電源を人感センサーとすること。また、ダウンライトタイプの非常照明を併設すること。
- ・車庫～前室の出入口には、常開の自火報連動自動閉鎖式の防火シャッター(W1200×H2200)を設けること。
- ・PSの既存腰高扉を背丈高の点検扉(W700×H1700)に取り替えること。
- ・前室～消毒室の出入口には、ランマFIX付片引きダブルスライドの自動框ドア(W1500×H2670)を設けること。
- ・2口壁付コンセント×1を設けること。
- ・光電式スポット型感知器×1を設けること。

2 消毒室

(1) 建築関係

- ・壁は軽鉄下地に石膏ボード(t=12.5)+抗菌仕様化粧ケイカル板(t=6.0)張りとする。
- ・天井は軽鉄下地を組み直し(天井高2700mm)、石膏ボード(t=12.5)張りにつや有合成樹脂エマルジョン塗装を施すこと。また、点検口×1を設けること。
- ・床はエポキシ系抗菌塗装を施すこと。また、巾木も同塗装によるものであること(立上300mm)。

(2) 電気及び設備関係

- ・照明はLED埋込ベースライト40W2灯相当×2とし、電源を人感センサーとすること。また、ダウンライトタイプの非常照明を併設すること。
- ・ルームエアコン（5.6kWタイプ）及び1口壁付コンセントを1組設け、室外機は庁舎1階北側裏口傍に配置すること。
- ・当方が支給するエアガン付き1槽流し台（W1500×D700×H850+200）を据え付けた上で、自動水洗（参考品：TOTO製TENA40A）を設置すること。また、電気温水器（12Lタイプ）を新設し、接続すること。
- ・流し台の上部にキッチンライト（手かざし等仕様付き）を設けること。
- ・汚物流し（参考品：TOTO製SKL330TNNPR）を設置すること。
- ・洗濯機用水洗及びパンを設けること。
- ・消毒室～北側廊下の出入口には、両面戸袋片引き戸（W695×H1900、2060）を設けること。
- ・スチール棚3台（参考品：イトーキ製EWUN-1896、ERL-M17465-0、ERL-H17363-1）を設け、転倒防止措置として室自体に堅固に固定すること。
- ・室内を陽圧状態に保つ換気設備（制気口、差圧ゲージ等を含む。）を設けること。
- ・2口壁付コンセント×6を設けること。
- ・スピーカー、光電式スポット型感知器×1を設けること。
- ・専用の電灯分電盤×1を設けること。

3 その他

旧工具室内の物品（工具、チェーン、作業台）を、庁舎1階倉庫の一角に移設すること。

V. 仮眠室個室化

庁舎2階西側を占める旧通信指令室の区画を改修し、男女それぞれ専用の仮眠個室エリアを新たに設ける。以下、室、建具、設備等のレイアウトは添付図面を参照のこと。

1 男性用仮眠室エリア

旧指令室、機器室、コンピューター室、仮眠室（合計167.2㎡）において、既存間仕切壁、天井及び空調設備、置床組（一部）等を撤去し、新たに南北に渡る通路を設け、14の仮眠個室（うち1は予備室（※現状を踏まえ、図面上「通信機械室」とする。））及び1の日勤者用更衣室をその両脇に配置するもの。

(1) 各仮眠個室

以下、特段の断りがない限り、予備室及び日勤者用更衣室及も同仕様とする。

ア 建築関係

- ・仮眠個室の寸法は、原則として横2,000mm×縦3,600mm×天井高2,400mmとし、通路の両脇に配置すること。ただし、柱等が干渉する角部屋等の場合はこの限りではない。なお、日勤者更衣室の寸法は、横1,205mm×縦3,600mm×天井高2,400mmとする。
- ・間仕切壁はグラスウール充填のスチールパーテーションとし、個室の出入口には自閉式片引き戸（錠の有無は問わない。）を設け、室名札平を付すること。
- ・天井は軽鉄下地を組み直し、化粧石膏ボード+ビニールクロス張りに更新すること。また、2室に1個程度の点検口を設けること。
- ・床は置床組（H=145、パチカルボード t=20）とし、既設再利用の上、不足分は新たに補うこと。
- ・タイルカーペットは全面張り替えること。
- ・外套掛けのフック×3を設けること（予備室及び日勤者用更衣室を除く。）。

イ 電気及び設備関係

- ・照明はLEDダウンライト×1とし、電源を壁付スイッチとすること。また、ダウンライトタ

イブの非常照明器具も併設すること。

- ・自動火災報知設備の光電式スポット型感知器×1を設けること。
- ・ルームエアコン（参考品：三菱MSZ-AXV2222-W）及び壁付コンセントを1組設けること。また、室外機は庁舎北側2階屋上部の適切な位置に配置すること。なお、日勤者用更衣室に当該設備の設置はしないこと。
- ・給排気について、新規天井裏にて複数室のダクトを効率的に集約させ、天井扇、パイプファン等の設備を適切に設けること。

(2) 共用部（通路）

ア 建築関係

- ・通路幅は、庁舎東側の既設廊下から男性用仮眠室エリアに続く部分は2,100mmとし、南北に渡る部分は2,200mmとすること。
- ・スチールパーテーションを除く壁部は、石膏ボード+ビニールクロス張り（補修を含む。）とすること。
- ・天井は軽鉄下地を組み直し、化粧石膏ボード+ビニールクロス張りに更新すること。この際、天井高は2,400mmとすること。また、適切な個数の点検口を設けること。
- ・床は置床組（H=145、パーティクルボード t=20）とし、既設再利用の上、不足分は新たに補い、タイルカーペットは全面張り替えること。
- ・仮眠個室が両脇に立ち並ぶ通路の南北端に位置し、屋外に面する開口部は、既設2重サッシを再使用。ほか、遮光等のため開口部の閉塞が必要な箇所にはアルミパネル、ロールブラインドを使用すること。

イ 電気及び設備関係

- ・照明はLEDダウンライトとし、電源を人感センサースイッチとすること。また、ダウンライトタイプの非常照明器具も同じく設けること。
- ・二口壁付コンセント×2を設けること。
- ・指令及び館内放送用スピーカーを設けること。
- ・給排気について、新規天井裏にてダクトを効率的に集約させ、天井扇、パイプファン等の設備を適切に設けること。

(3) その他

ア 自動火災報知設備関係

- ・既設複合受信機を撤去し、P型1級15回線の壁掛型複合受信機を庁舎2階中央に位置する事務室内西側出入口付近に新設すること。また、これに併せて、建物内すべての感知器を既設同等品に取り替えること。
- ・消防関係法令に則り、手続きを行うこと。

イ 電話交換機関係

- ・男性用仮眠室エリアの南東隅に位置する電話交換機は、本工事後も移動しないことを前提に仮眠個室の位置を調整すること。
- ・工事中、電話交換機は厳重に養生すること。

ウ その他

- ・共用部の壁付コンセント、電話機（内外線）の位置、館内放送用スピーカーの音量調整等については着工前に要協議のこと。

2 女性用仮眠室エリア

旧指令事務室兼災害対策室（計54.9㎡）において、既存天井及び空調設備、全熱交換機、流し台、置床組（一部）等を撤去し、2の仮眠個室並びに洗面室及びシャワー室（脱衣場+シャワーエット）を設けるもの（以下、「女性用仮眠室エリア」という。）。

(1) 各仮眠個室

仮眠個室は、横幅を2,100mmとする以外は、建築・電気・設備関係のいずれも男性用個室と同仕様とすること。

(2) 共用部

次の3点を除き、建築・電気・設備関係のいずれも男性用仮眠室エリアの共用部と同仕様とすること。

- ・南側の屋外に面する開口部のうち西側の1箇所を2重サッシにすること。
- ・二口壁付コンセント×1を設けること。
- ・北側の既設廊下への出入口をテンキー錠付き片引き戸に取り替えること。

(3) 洗面室及びシャワー室

ア 建築関係

- ・両室は女性仮眠室エリア南東角に配置し、軽量鉄骨下地+化粧石膏ボード/化粧ケイカル板張りによる間仕切りで囲むこと。
- ・共用部～洗面室、洗面室からシャワー室の出入口は、それぞれ片引き戸（上吊りも可.）とすること。
- ・両室の床は置床組（H=250、合板 t=12+5.5）とし、配管スペースを確保すると共に、仕上げは長尺塩ビシート張りとする。
- ・天井は軽鉄下地を組み直し、化粧石膏ボード+ビニールクロス張りに更新すること。この際、天井高は2,300mm とすること。

イ 電気及び設備関係

- ・照明は両室共にLEDダウンライトとし、電源を壁付スイッチとすること。同じく、換気設備を適切に設けること。
- ・洗面室には、洗面化粧鏡台並びに洗濯機用水洗及びパン（ラインクを含む。）を設けること。
- ・シャワー室の脱衣場部には、電気温水器（参考品：三菱 SRG-555G）を設け、シャワーと洗面台に効率的に配管すること。
- ・シャワー室に設置するシャワーユニットは0812サイズとすること。

(4) その他

共用部の壁付コンセント、電話機（内外線）の位置、館内放送用スピーカーの音量調整等については着工前に要協議のこと。

VI. 2階トイレの乾式化

本工事は、2階男女トイレを対象とする。

以下、トイレ内において大便器を有するブースを「ブース」、掃除用流しを有するブースを「SKブース」、パイプシャフトを「PS」とし、建具、設備等の概ねのレイアウトについては別紙平面図で示し、仕様を次のとおり定める。また、細かな寸法等は現場に適應させ、ここに定められていない仕様については、都度、監督職員と協議のこと。

1 標準事項

(1) 建築系

- ・トイレの出入口には、男性専用または女性専用であることを示す措置を講じた、軽量スチールドアを設けること。
- ・床はタイル及び下地を除去し、フラットに下地調整してビニールシート張りとする。ただし、この工法に適應しない場合は、監督職員と協議の上、置床組のビニールシート張りも可とする。

- ・壁は既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板 (t=3) 張りとする。ただし、この工法に適さない箇所は、監督職員と協議の上、既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板 (t=3) 張りも可とする。
- ・天井は化粧石膏ボードを張り替えること。なお、2階または3階床下での配管工事を伴う場合は、必要に応じて、階下天井裏の軽量鉄骨下地を新たに組み直すこと。
- ・ブースのドアは、スペース的に無理がない場合は、ブース外から押して開くものとし、不使用時は常時「開」の状態になること。
- ・既設P Sのドアとドア枠は取り替えず、周囲の色味に合わせて再塗装すること。

(2) ブース内の電気及び設備系

- ・ブース内には、人感センサー付きLEDダウンライトを設けること。
- ・大便器は洋風とし、洗浄方式、便器のサイズは現地に順応のこと。
- ・大便器は温水洗浄機能及び暖房便座付きとし、適切な箇所にモール内露出配線による壁付一口コンセントを設けて電源を供給すること。
- ・大便器に係る操作部は壁に設けること。また、当該操作部は便器洗浄の起動ボタン又はセンサーを含むものとし、電源供給方式は問わない。
- ・ブース内には2連紙巻器を1箇所設けること。

(3) ブース外の電気及び設備系

- ・天井に埋込形LEDベースライト(40W2灯相当)を1箇所設けること。また、電源は人感センサー(手洗灯と共通)とし、既存の壁付スイッチを撤去すること。
- ・手洗場は既設の位置において、同等の壁掛け形手洗器に更新し、自動水栓とすること。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・手洗場には、化粧鏡とLED手洗灯(15W1灯相当)を1組設けること。なお、当該手洗灯の電源は、前記天井埋込型LEDベースライトと共通の人感センサーとすること。
- ・換気扇は既設の場合は同等品に置き換えること。また、常時オン状態を想定して電源は壁付スイッチとすること。
- ・スピーカーが既設の場合は撤去し、新たに設けないこと。

(4) その他

- ・トイレ内の色調はオフホワイトを基調とすること。
- ・配管の更新の要否については、現地熟覧の上、監督職員と協議して決すること。
- ・工事の間、いずれのトイレも使用不可になる期間が生ずる場合は、監督職員が指示する場所に仮設トイレを設け、期間中は適切に維持管理を行うこと。
- ・工事内訳明細書を単価積算の参考とすること。

2 特記事項

(1) 男性用トイレ

- ・小便器の数を4から3に減らし、個々のスペースを拡張すること。
- ・ブースの数を3から2に減らし、個々の面積を拡張すること。

(2) 女性用トイレ

- ・ブースはトイレ西側壁面まで拡張すること。

(3) 掃除用具置場

- ・現在、男性用及び女性用トイレの出入口に挟まれて存在する掃除用具置場に、新たにSKを設置し、完成図上では新たに「SK室」と記載すること。
- ・SK室の出入口には軽量スチールドアを用いること。
- ・SK上部に棚板を一段設け、東西の壁面に2箇所ずつ吊フックを設けること。

- ・照明はLED ベースライト（蛍光灯20W1灯相当）とすること。
- (4) 3階男女トイレ
 - ・男性用、女性用共にトイレ内部の改修工事を行わず、出入口に鍵を取り付ける等、進入不可とする措置を講ずること。
 - ・給水、排水、通気等の配管をPS内で適切に処理し、給水を止めること。

VII. 給水管の更新

1 給水管更新範囲

関係図面参照のこと。

- (1) 受水槽の二次側、1、2階の衛生設備に送水するすべての配管とすること。
- (2) ポンプ、屋内消火栓関係、3階の衛生設備に送水する配管は含まないこと。

2 特記事項

- (1) 床、天井に係る工事を最小限に抑えるため、配管は基本的に露出とし、運用上効率的な経路を選定すること。
- (2) 2階洗面所で、水栓に向かって分岐する手前に、追加工事を容易にするための分岐バルブを設けること。
- (3) 3階衛生設備（湯沸室、消防長室、男性用及び女性用トイレ等）に係る給排水を、配管を縁切りする等の物理的な措置を講じて止め、使用不可とすること。

3 その他

竣工前の断水による弊害が最小限度になるよう監督職員と協議のこと。